

調 査 請 求 書

2025年6月18日

熊本市長 (宛)

請求者 住所

(代表者) 氏名 西川 文武

請求者 住所

(代表者) 氏名 谷口 好美

熊本市政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり調査を請求いたします。

- 1、違反するおそれがあると認められる者の氏名 大西 一史 市長
- 2、違反の内容

熊本市政治倫理条例第3条は、第1号で、「市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしない」としているが、大西一史熊本市長(以下、大西市長)の資金管理団体である「新世代政経懇話会」の2022年政治資金収支報告書によれば、105人からの個人寄付を受けている。その105人のうち91人の職業(又は代表者の氏名)欄が「会社役員」で、その多くが会社の代表者である。また、住所(又は所在地)は役員を務める会社の所在地となっており、実質的な企業献金との疑いが持たれる。しかも、寄附者が役員を務める会社に、熊本市はほぼ毎年数千万円から数十億円の公共事業を発注している。市長が、個人寄附をした人が役員・代表者の企業に多額の公共事業を発注すれば、その企業、「特定の企業」に対し「有利な取り計らいをした」ことが疑われる。

同条第2号では、「政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置する」と規定している。熊本市長には、熊本市が発注する公共事業の発注権限がある。公共事業の発注権限を持つ市長の資金管理団体が、公共事業の受注企業の代表者・役員から、寄附を受けることは政治的・道義的批判を受けることは確かであり、その「おそれ」も含め規定している政治倫理条例に照らし、違反は明白である。

同条第3号では、「その地位を利用しいかなる金品も授受しない」と規定している。多額の公共事業を受注している会社の役員が、発注権限を持つ市長の後援団体から寄附の依頼があれば、断ることは難しく、結果的に市長が地位を利用し後援団体の資金集めを行っている形になり、規定違反である。

同条第5号では、「市民全体の代表者として、法令を遵守し、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしない」と規定している。公共事業の発注権限を持つ市長が受注業者から寄附を受ければ、事業者への有利な取り計らいが類推され、公共事業の発注という市長の職務の公平・公正さに疑いがもたれる。しかも、個人献金に「企業所在地」を記載することは、政治資金規正法の虚偽記載にあたる。2022年10月8日開催の特定パーティーの収入は1,157万円で、2社が180万円を支払っており、それを引いた額は977万円、1万円会費で1,052人の支払者数は政治資金規正法の虚偽記載であり、法令遵守に反する。

- 3、違反の根拠 熊本市政治倫理条例第3条の第1号、第2号、第3号、第5号
- 4、違反を証する資料 (別紙のとおり)

調査請求者署名簿

(区)

有権者である ことの確認欄	署名年月日	住所	生年月日	氏名	印
	2025年 月 日	熊本市 区	年 月 日		
	2025年 月 日	熊本市 区	年 月 日		
	2025年 月 日	熊本市 区	年 月 日		
	2025年 月 日	熊本市 区	年 月 日		
	2025年 月 日	熊本市 区	年 月 日		

- (注) 1 氏名は、自署すること。
 2 請求代表者が署名押印した調査請求書を正本とし、正本の調査請求者署名簿欄は空白とすること。
 3 調査請求者による署名は、正本の写しに行うこと
 4 有権者であることの確認欄は、記載しないこと
 5 署名簿は、区ごとに作成すること。

大西一史市長の政治倫理調査請求に関する添付資料

正本

2025 年 6 月 18 日

市長の政治倫理をたずねる市民の会

- ① 新世代政経懇話会（代表者 大西一史）収支報告書 令和 5 年分
・寄付者の会社名を日本共産党熊本市議団の責任で記入したもの。
- ② 新世代政経懇話会 令和 4 年分 収支報告書
・①と同じく、会社名を日本共産党熊本市議団の責任で記入したもの。
- ③ 同収支報告書 令和 3 年分 書き込みなし。
- ④ 同収支報告書 令和 2 年分 書き込みなし。
- ⑤ 同収支報告書 令和元年分 書き込みなし
- ⑥ 熊本市が発注した事業者と発注実績一覧表（平成 30 年から令和 5 年までの）
・市契約監理部から日本共産党市議団への提出資料

【新聞報告写し】

- ⑦ 令和 5 年 12 月 10 日付 熊本日日新聞（以下熊日という）
「個人献金」に企業所在地
- ⑧ 熊日 令和 6 年 12 月 12 日 大西市長「問題ない」
- ⑨ 熊日 令和 6 年 12 月 13 日 受注企業役員から献金
- ⑩ 熊日 令和 6 年 12 月 26 日 際立つ大西市長の事例
- ⑪ 熊日 令和 7 年 1 月 18 日 「誤解うまない報告に」
- ⑫ 熊日 令和 7 年 3 月 16 日 首相商品券審議を直撃
- ⑬ 熊日 同上 識者談話
- ⑭ 熊日 令和 7 年 5 月 5 日 正確記載「知事こそ必要」、識者談話
- ⑮ 熊日 令和 7 年 5 月 5 日 住所地に企業所在地 まん延
- ⑯ 同上 識者談話
- ⑰ 熊日 令和 7 年 4 月 1 日 編集局長の「有権者からみた視点」
- ⑱ 熊日 平成 13 年 3 月 7 日 竹内重年・政治倫理審査会長に聞く
- ⑲ 熊日 平成 17 年 1 月 9 日 インタビュー「議員に行政介入権限ない」
- ⑳ 熊日 令和 6 年 3 月 5 日 熊本市議会「政治とカネ」で市長追及
- ㉑ 令和 7 年 6 月 13 日 熊本市議会第 2 回定例会 上野議員質問と市長答弁